プロモーションのメインターゲットとしてどういった層を設定されているのかご教示ください。また、設定意図や背景などについてもお聞かせいただければと思います。

回答1

メインターゲットは、平成29年度より県のe-モニターシステムを活用して実施しているアンケート調査の結果から、特に認知度が低い結果となった製造業及び商業・サービス業に従事する比較的若い年代の県民を想定しています。

質問2

15秒程度のもの2本以上とありますが、2種類以上を要望されている意図をご教示ください。また、2種類に分けて伝えるべき訴求内容があれば、提示ください。

回答2

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」 の2つの基本方針に則り5つの対策を進めています。

この2つの基本方針の視点から、県民税の必要性を発信することで、全ての県民が森づくりや 森や木に親しむことの意義への理解をより深めることを狙いとしています。

質問3

配信について、効果的なシネアド、テレビ放送などとありますが、これまでの三重県様にて実施された実績、成果を勘案、三重県様として、是非ものとして考えてみえる媒体があればご教示ください。

回答3

令和元年度より、シネアドやテレビ放送などを実施してきましたが、特に比較的若い世代における認知度が低迷している状況です。このため、若い世代の利用が多いSNS等も視野に入れているところですが、これにとらわれず、幅広い県民への周知に有効な媒体をご提案いただきたいと考えております。

質問4

動画制作にかける費用と配信に関連する費用との予算バランスについては、どのように考えていらっしゃいますか?またそれぞれの規模感についてご教示ください。

回答4

動画制作と配信関連に関する予算バランスについては、特に想定しておりません。なお、これまでの動画について「ナレーションが早口で聞き取りにくい。」「映像と本県民税の趣旨や事業効果の関連が理解しづらい。」といったご意見をいただいています。

これらの課題を解決し、本県民税の趣旨と必要性をわかりやすく発信できる動画の制作と、効果的な配信内容についてご提案いただきたいと考えています。

今回作成する2~3分程度、15秒程度の映像について、使用期間をご指定ください。演者やデザイン等著作権のことを考慮すると、最大3年間までが賢明と思われます。

回答5

映像の使用期間(使用の終期)は想定していません。

なお、当該業務仕様書の7 (6) 著作権に記載のとおり、本事業により制作された制作物及び それに付随する一切の資料の著作権は三重県に帰属するものとします。

質問6

納品について、具体的にご指示ください。例えば、Mp4、プロフェッショナルディスク1本等、ご指定ください。

回答6

制作する動画はウェブページやYouToube、Facebook、Instagramなどの動画共有サービスのほか、映画館やテレビ(地上デジタル放送)で再生可能なサイズ及びファイル形式での提出でお願いします。

また、記憶媒体については、DVDディスク、USBメモリ等の一般的に普及されているディスクドライブ等で使用可能なものとしてください。

質問7

平成26年度に制度施行以来、現状、優先課題となっていることがあればご教示ください。

回答7

本県民税は、平成23年の紀伊半島大水害を受け「災害に強い森林づくり」のために創設された 制度です。

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林 整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要 なため、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針 と、それに沿った、5つの対策に取り組んでいます。

「みえ森と緑の県民税」を活用した施策の中で、特に重点的に行っている施策についてご教示ください。

回答8

みえ森と緑の県民税は、税収を県と市町に5:5に配分し、それぞれが役割分担をして事業を 展開しています。

県では、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に重点的に取り組むほか、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担っています。

市町は、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策などのきめ細やかな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担っています。

質問9

認知度が25%程度にとどまっていることにより、具体的に弊害となっていることがあれば、教えてください。例えば、みえ森と緑の県民税の納付率に影響があるなど、認知度が低い以外に動画を活用して解決したい内容があればご教示ください。

回答9

みえ森と緑の県民税は、県民税均等割の超過課税として、納税義務者の個人から1,000円を、 法人からは均等割額の10%相当額を納めていただいており、条例に基づき、5年に1度程度制 度の見直しを行うこととされています。

このため、令和5年の制度見直しにあたり、これまで行ってきた本県民税事業を継続し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進していくためには、本県民税の趣旨と必要性について、広く県民の理解を得る必要があります。

質問10

県民税を活用した施策の中で、一般の方にもアピールできる、特筆した成果があればお教えください。

回答10

みえ森と緑の県民税は税収入の約半分を交付金として市町へ配分し、各市町が地域の特性を生かして創意工夫した様々な事業を進めています。森林整備を目的とした独自課税を導入している 府県の中で、交付金制度を採用している県は稀ですので参考にしてください。

「県民税の認知度は25%程度」のアンケート調査の結果資料を御支給ください。 企画にあたって参考にさせていただきたいと思います。

回答11

こちらをご参照ください。

[https://www.e-kocho.pref.mie.lg.jp/monitor/files/328_midori2008.pdf]

質問12

仕様書3 (1) エに表記の (パブリシティを除く) とありますが、具体的にどのようなことを指しているのか、ご説明ください。

回答12

行政チャンネル等での無料配信のことを指します。

有料の配信枠ではありません。

質問13

動画制作にあたって、三重県様として希望される撮影先があれば、ご指示ください。

回答13

撮影先に希望はありませんが、動画内で使用する映像は県内で撮影したものが望ましいです。

質問14

企画書の様式で「15項以内」とありますが、15項(ページ)で片面、両面の指定はありますか?

回答14

提案書は片面、両面の指定はありませんが、「コンペ参加仕様書」記載のとおりプレゼンテーションでの提案者による説明時間は15分以内となっていますのでご留意ください。